



平成 17 年 4 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社ジーンズメイト
代表者名 代表取締役社長 西脇健司
(コード番号 7448 東証第一部)
問合せ先 経理部長 中西直人
電話番号 03-5467-9999

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき承認を求める議案を、平成17年5月13日開催予定の当社第45期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社の取締役、監査役及び従業員の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを目的として、以下の要領で株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者
当社の取締役、監査役及び従業員
 - (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式210,000株を総株数の上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端株が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率
 - (3) 発行する新株予約権の総数
2,100個（新株予約権1個当りの目的たる株式数100株）
 - (4) 新株予約権の発行価額
無償とする。
 - (5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額
新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価格が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時下を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成17年8月1日から平成20年7月31日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合にはこの限りでない。新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。新株予約権が権利行使をする前に、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権をできなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(10) 株式交換、株式移転の場合の承継に関する事項

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行うときは、完全親会社に新株予約権を承継することができる。承継する新株予約権の目的たる株式の種類及び数完全親会社の普通株式とし、当社普通株式1株当りの完全親会社株式の割当比率により株式数を決定し、1株未満の端数は切り捨てる。承継する新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は次の算式により決定し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継後払込金額} = \text{承継前払込金額} \times \frac{1}{\text{当社普通株式1株当りの完全親会社株式の割当比率}}$$

承継する新株予約権の行使期間は、(6)に定める期間とし、承継時に行使期間開始日が到来しているときは、株式交換または株式移転の効力発生日から(6)に定める期間の満了日までとする。

承継する新株予約権の行使の条件及び消却については、(7)、(8)と同様の定めをおくものとする。

承継する新株予約権の譲渡については完全親会社の取締役会の承認を要する。

以上